

毎週月・水・金曜日発行

# 富山県報

令和7年3月31日

月曜日

号外(10)

## 目次

### 規則

- 富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則 1
- 富山県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する規則 2
- 富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 3
- 富山県旅館業法施行規則及び富山県公衆浴場法施行規則の一部を改正する規則 5
- 富山県製菓衛生師法施行規則の一部を改正する規則 6
- 富山県産業技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則 7
- 富山県薬事総合研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則 8
- 富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 9

## 規則

富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

富山県知事 新田 八郎

### 富山県規則第22号

富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る入札について、最初の契約に係る公告において入札期日の前日から起算して少なくとも24日前までに公告する旨を公告した場合（次項において「一連の調達契約のうち最初の

契約以外の契約に係る入札の公告の場合」という。) にあっては、24日前) 」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「(一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る入札の公告の場合にあっては、19日前) 」、「(一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る入札の公告の場合にあっては、14日前) 」及び「(一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る入札の公告の場合にあっては、10日前) 」を削る。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の規定は、この規則の施行の日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

(総務会計課)

富山県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県規則第23号

富山県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する  
規則

富山県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(平成12年富山県規則第59号)の一部を次のように改正する。

様式第9号の備考の3の(5)中「大腸菌群数等」を「大腸菌数等」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(環境政策課)

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

#### 富山県規則第24号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条の表の14の項の右欄の第2号の2中「経由事務」の次に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請にあつては、調査に限る。）」を加え、同欄の第4号中「届出」の次に「（情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う届出を除く。）」を加え、同欄の第4号の2中「経由事務」の次に「（情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う通知にあつては、調査に限る。）」を加え、同表の19の項の右欄の第1号中「経由事務」の次に「（情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請にあつては、調査に限る。）」を加え、同欄の第2号及び第3号中「経由事務」の次に「（情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請に係るものを除く。）」を加え、同欄の第4号中「経由事務」の次に「（情報

通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請にあつては、調査に限る。) 」を加え、同欄の第5号中「変更届出書」の次に「(富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成15年富山県条例第54号。以下「情報通信技術利用条例」という。)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う届出を除く。)」を加え、同欄の第6号中「建築完了報告書」の次に「(情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う報告を除く。)」を加え、同欄の第7号中「経由事務」の次に「(情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申出に係るものを除く。)」を加え、同欄の第8号中「取下届出書」の次に「(情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う届出を除く。)」を加え、同表の20の項の右欄の第1号及び第2号中「経由事務」の次に「(情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請にあつては、調査に限る。)」を加え、同欄の第3号中「経由事務」の次に「(情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う請求に係るものを除く。)」を加え、同表の21の項の右欄の第1号中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め、同欄の第2号中「第12条第2項」を「第11条第2項」に改め、同欄の第3号中「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同欄の第4号中「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、同欄の第5号及び第6号を削り、同欄の第7号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、「経由事務」の次に「(情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請に係るものを除く。)」を加え、同号を同欄の第5号とし、同欄の第8号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、「経由事務」の次に「(情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請に係るものを除く。)」を加え、同号を同欄の第6号とし、同欄の第9号を削り、同欄の第10号中「第11条」を「第13条」に改め、「経由事務」の次に「(情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う請求に係るものを除く。)」を加え、同号を同欄の第7号とし、同欄の第11号中「第29条」を「第

28条」に改め、「経由事務」の次に「（情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う請求に係るものを除く。）」を加え、同号を同欄の第8号とする。

第5条の表の9の項の右欄中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）」を「情報通信技術活用法」に改め、「（以下「電子情報処理組織を使用して行う届出」という。）」を削り、同表の10の項の右欄の第28号の2中「報告（）」の次に「情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する」を加え、同表の12の項の右欄の第2号及び同表の13の項の右欄の第2号中「届出（）」の次に「情報通信技術活用法第6条第1項の規定により同項に規定する」を加える。

### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（ワンチームとやま推進室）

富山県旅館業法施行規則及び富山県公衆浴場法施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県規則第25号

富山県旅館業法施行規則及び富山県公衆浴場法施行規則の一部を改正する規則

（富山県旅館業法施行規則の一部改正）

**第1条** 富山県旅館業法施行規則（昭和33年富山県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「大腸菌群」を「大腸菌」に改め、同条第2項第1号中「厚生労働大臣」を「環境大臣」に改め、同項第3号中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

（富山県公衆浴場法施行規則の一部改正）

**第2条** 富山県公衆浴場法施行規則（昭和23年富山県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「大腸菌群」を「大腸菌」に改め、同条第2項第1号中「厚生労働大臣」を「環境大臣」に改め、同項第3号中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中第7条第2項第1号の改正規定及び第2条中第4条第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（富山県旅館業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この規則の施行の日から令和7年4月30日までの間において、水質基準の検査を行うときは、第1条の規定による改正後の富山県旅館業法施行規則第7条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（富山県公衆浴場法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この規則の施行の日から令和7年4月30日までの間において、水質基準の検査を行うときは、第2条の規定による改正後の富山県公衆浴場法施行規則第4条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（生活衛生課）

富山県製菓衛生師法施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県規則第26号

富山県製菓衛生師法施行規則の一部を改正する規則

富山県製菓衛生師法施行規則（昭和42年富山県規則第40号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「3 旧姓併記の希望の有無

有 無

を  
」

「3 旧姓併記の希望の有無

有 無

4 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者に該当することの有無

有 無

に改め、同様式  
」

の備考の1の(2)を削り、同様式の備考の1の(3)を同様式の備考の1の(2)とし、同様式の備考の2中「及び」を「、」に改め、「有無」の次に「及び「麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者に該当することの有無」」を加える。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に行われている製菓衛生師の免許の申請については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の富山県製菓衛生師法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(生活衛生課)

富山県産業技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県規則第27号

富山県産業技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

富山県産業技術研究開発センター条例施行規則（昭和61年富山県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の表中「1,050円」を「1,920円」に改める。

別表第1の6の表ドライエッチング装置の項及び同表プラズマCVD装置の項を

削る。

別表第1の7の表中「4,160円」を「5,120円」に改め、同表雑音電力測定システムの項を削る。

別表第2の8の表中

熱伝導度測定	3,470円
ガス透過率測定	17,300円
水蒸気透過率測定	10,750円

を

熱伝導度測定	3,470円
--------	--------

に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この規則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(商工企画課)

富山県薬事総合研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

#### 富山県規則第28号

富山県薬事総合研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

富山県薬事総合研究開発センター条例施行規則（昭和60年富山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(3)中

屈折計	1台につき1時間	230円
分光蛍光光度計		230円

を

屈折計	1台につき1時間	230円
-----	----------	------

に改め、同表の2の(2)の備考及び(3)の備考の1中「、分光蛍光光度計」を削る。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(くすり振興課)

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

#### 富山県規則第29号

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の  
施行期日を定める規則

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年富山県条例第67号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和7年4月1日とする。

(医 務 課)

